委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月20日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
	○知事 ●市区町村長等		
2. 都道府県名	青森県		
3. 市区町村名	平川市		
4. 届出番号	1		
5. 独自利用事務の事例番号	74-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.hirakawa.lg.jp/docs/2016031400014/		

執行機関名 平川市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	平川市子ども医療費給付条例(平成18年平川市条例第101号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		平川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例第3条第1項第1号 平川市子ども医療費給付条例(平成18年平川市条例第101号)による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第1条	平川市子ども医療費給付条例(平成18年平川市条例第101号)第1条
	第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条 第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、 <u>児童を養育している者</u> に児童手当を支給することにより、 <u>家庭等における生活の安定</u> に寄与するとともに、次代の社会を担う <u>児童の健やかな成長</u> に資することを目的とする。	第1条 この条例は、子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に 係る費用をその <u>保護者</u> に対して支給し、もって <u>子どもの保健</u> 及び <u>出生育児環境の</u> <u>向上</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		平川市子ども医療費給付条例(平成18年平川市条例第101号)平川市子ども医療費給付条例施行規則(平成18年平川市規則第80号)